

【表紙】

| | |
|----------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年6月19日 |
| 【会社名】 | J B C Cホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | JBCC Holdings Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 石 黒 和 義 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都大田区蒲田五丁目37番1号 (ニッセイ アロマス クエア) |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長石黒和義は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

但し、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合及び当初想定していなかった組織内外の環境の変化並びに非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長石黒和義は、当連結会計年度末日である平成21年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる「財務報告に係る内部統制の評価の基準」に準拠し内部統制の評価を行っております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす事項を対象とする「全社的な内部統制」及び「全社的な観点で評価することが適切な決算・財務報告プロセス」に加えてその他の重要な業務プロセスの評価を行っております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価をすることによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性を考慮して必要な範囲を決定しております。「全社的な内部統制」及び「全社的な観点で評価することが適切な決算・財務報告プロセス」は、当社グループの内、重要性に対する影響が僅少な会社を除く9社を評価対象としております。また、業務プロセスにおいては、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算し、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している連結子会社3社を重要な事業拠点として評価対象としております。なお、これら3社は、当連結会計年度末日においても一定割合に達していることを確認しております。それらの事業拠点においては、当社グループの事業目的において重要な勘定科目である「売上高」、「売掛金」、「売上原価」、「買掛金」及び「棚卸資産」に係る業務プロセスを評価対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点に係らず、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目（引当金、繰延税金資産等）は、個別にその重要性を判断し、評価対象としております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長石黒和義は、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。